

新潟県立がんセンター新潟病院 治験審査委員会業務手順書 変更一覧

変更箇所	変更前 2023年4月1日改訂	変更後 2024年4月1日改訂	変更理由
第1章 第3条	治験審査委員会は、院長の指名する委員で組織するものとする。なお、院長は委員に就任することは出来ない。治験審査委員会委員長（以下「委員長」という。）1名、治験審査委員会副委員長（以下「副委員長」という。）1名を互選し、委員長、副委員長以外の委員は医師若干名、薬剤師1名、看護師1名、自然科学以外2名、外部委員3名と定める。	治験審査委員会は、院長の指名する委員で組織するものとする。なお、院長は委員に就任することは出来ない。治験審査委員会委員長（以下「委員長」という。）1名、治験審査委員会副委員長（以下「副委員長」という。）1名を互選し、委員長、副委員長以外の委員は医師若干名、薬剤師1名、看護師1名（審議、採決に参加できる者）、自然科学以外2名、外部委員3名と定める。	記載修正